

令和8年2月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)
地域名 (地域内農業集落名)	東町 (東)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月13日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

平成28年に農業法人東町営農組合を立ち上げ農業の集約化を図っているが、法人自体の後継者が育っていない。また、立ち上げ時個人で耕作をしていた数軒の農家も後継者がなく営農に土地を預けることになると予想される。営農も経営の安定化を図るためあれこれと利益の上がる作物栽培をしているが、人手不足で思うようにできていないのが現状である。今後、隣接する町との営農組合の合併を進める必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

高温障害に強い品種の稲作を中心に麦等を栽培し食用以外のユウカリ等の植物栽培も手掛けていく。今後の農地維持を考えると、町内に認定農業者は一人いるが拡大は望めないため、大規模法人に農地を任せるか隣の町の営農組合との合併を行い地域農業の維持を図っていく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
営農組合に農地集約を図るため、現在町内個人の耕作者が離農した時の受け皿となるように営農組合の基盤強化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
(3)基盤整備事業への取組方針
現在営農で預かっている圃場の所有者の理解が得られれば畦畔ブロックを取り除き少しでも大きな圃場にしていくことを今後話し合いにより進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町内に住まいを有する者を中心に大型農業に興味を持つ担い手を育成してくため、JA等と連携しながら育成を図る。また、地域外からの移住者も受け入れていくことができるようにする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
人員が必要な防除作業については、他町営農組合のビーグルでの防除の依頼を含めJAに依頼しヘリやドローンの活用も進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況を考慮の上、出荷・調整施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。また、畦の維持管理を行う。